

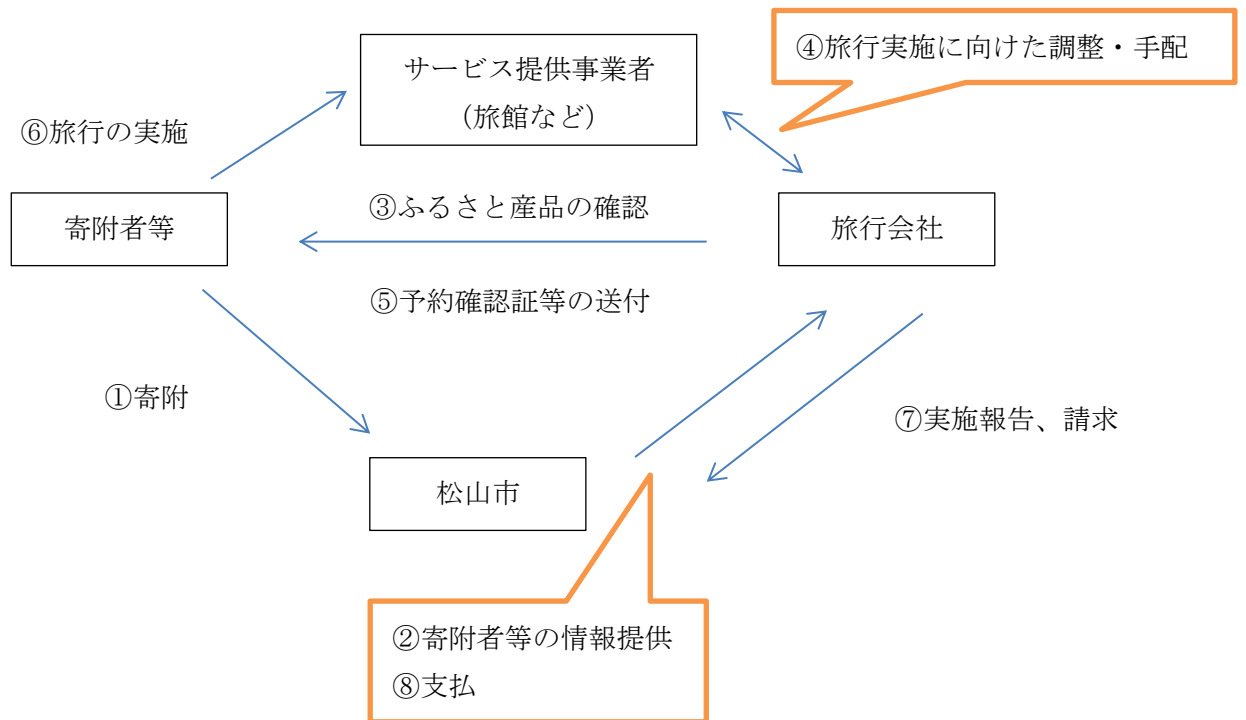
ふるさとまつやまPR協力企業募集要領（宿泊型および体験型「ふるさと産品」）

1. 目的

松山市ふるさと納税制度の推進と本市のイメージアップ、市内企業等の振興のため、寄附者等へ**宿泊型および体験型のふるさと産品**を発信することで、松山をPRし実際に松山の魅力を感じてもらうため、寄附者等へ進呈するふるさと産品の提供をしていただく、ふるさとまつやまPR協力企業（以下協力企業という）を募集します。なお、ふるさと産品は、a) 松山市内での宿泊を含む旅行プラン、および、b) 松山市内の宿泊施設のクーポン券、c) 松山市内で提供される体験サービスのクーポン券とします。

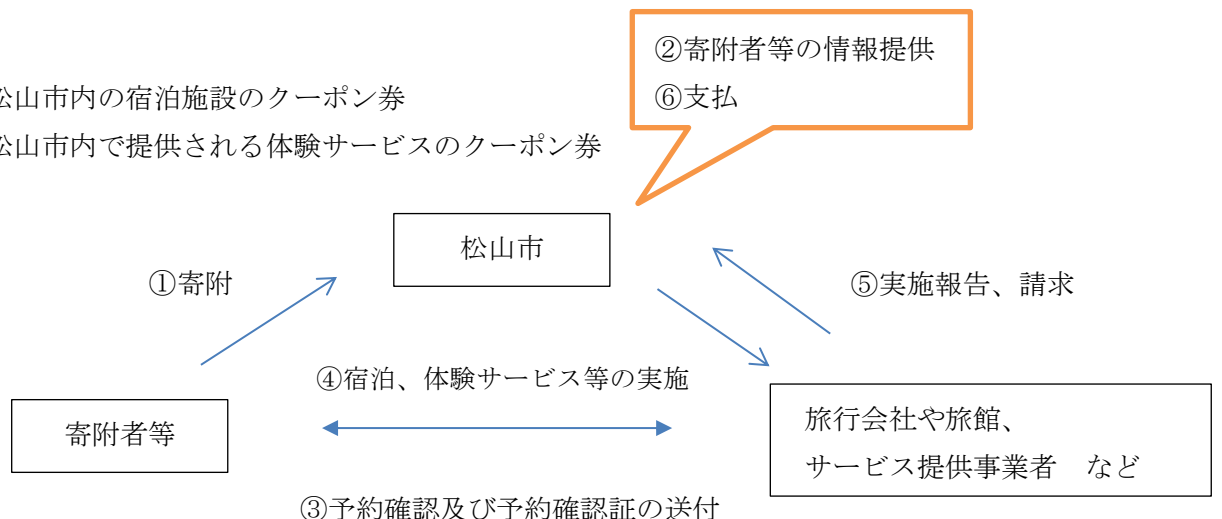
2. 事業の流れ

a) 松山市内での宿泊を含む旅行プラン



b) 松山市内の宿泊施設のクーポン券

c) 松山市内で提供される体験サービスのクーポン券



### 3. 対象企業

この提案を応募できるのは、次に掲げる条件を満たす事業者とします。

- a) 松山市内での宿泊を含む旅行プランを提供の場合
    - ①旅行業法第3条の規定による旅行業の登録を有すること。
    - ②日本旅行業協会または全国旅行業協会の会員であること。
  - b) 松山市内の宿泊施設のクーポン券を提供の場合
    - ①松山市内に所在する、観光客に宿泊サービスを提供する宿泊施設であること。
    - ②旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条の営業を行っている施設であること。
    - ③風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定される施設ではないこと。
  - c) 松山市内で提供される体験サービスのクーポン券を提供の場合
    - ①松山市内で体験サービスを寄附者（参加者）に提供できること。
    - ②体験サービス（アクティビティ型体験サービス）において寄附者（参加者）が加入する保険への手続きを行うこと。
- a)、b)、c) 共通
- ①松山市に本社、支社又は事業所を有する法人
  - ②松山市税の未納がないこと。
  - ③代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
  - ④申込者と連絡を密に取れる体制を有し、松山市が指示した寄附者（参加者）に安定してふるさと産品を提供できる法人
  - ⑤その他公序良俗等に反しないこと。

※愛媛県が認定する県共通返礼品（平成31年総務省告示第179号第5条第8号）を提供する法人等はこの限りではない。

### 4. 個人情報の保護

協力企業は、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱業務特記事項」を遵守しなければなりません。

### 5. 提案を募集するふるさと産品

- a) 松山市内での宿泊を含む旅行プラン

○金額について（諸税・商品代全て込でご提示ください。）

寄附額の3割のお礼の品をお渡ししております。

10,000円寄附→3,000円（税込）

11,000円寄附→3,300円（税込）

12,000円寄附→3,600円（税込）

※寄附額は1,000円刻みで寄附できるように設定しており、商品代は300円刻みでご設定ください。

○定員・宿泊数は、自由設定とします。

○支払額の中に、チケットの手配や申込者への連絡に係る事務手数料等が含まれます。

b) 松山市内の宿泊施設のクーポン券

○金額について（諸税・商品代全て込でご提示ください。）

寄附額の3割のお礼の品をお渡ししております。

10,000円寄附→3,000円（税込）

11,000円寄附→3,300円（税込）

12,000円寄附→3,600円（税込）

※寄附額は1,000円刻みで寄附できるように設定しており、商品代は300円刻みでご設定ください。

○定員・宿泊数は、自由設定とします。

c) 松山市内で提供される体験サービスのクーポン券

○金額について（諸税・商品代全て込でご提示ください。）

寄附額の3割のお礼の品をお渡ししております。

10,000円寄附→3,000円（税込）

11,000円寄附→3,300円（税込）

12,000円寄附→3,600円（税込）

※寄附額は1,000円刻みで寄附できるように設定しており、商品代は300円刻みでご設定ください。

○体験サービス（アクティビティ型体験サービス）において参加者が加入する保険は商品代に含みます。

## 6. 提案の方法

### (1) 提案にあたっての留意事項

- ①提案する宿泊施設やサービス提供場所は、松山市内に限ります。
- ②転売できないようなスキームを用いてください。
- ③繁忙期は、寄附者（参加者）の意向に添えない場合があることを、寄附者（参加者）に通知していただきます。
- ④採用した提案は、提案者と協議の上、内容を変更・修正する場合があります。
- ⑤提出された提案書は返却しません。

### (2) 提案期間

随時受付

### (3) 提案の提出方法

提案に必要な書類を、以下のいずれかの方法で提出してください。

#### ①持参による方法

受付場所：松山市役所本庁2階納税課

受付時間：8時30分～17時15分

#### ②郵送による方法

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 松山市役所 理財部納税課 宛

#### (4) 提出書類

「松山市（ふるさと納税）返礼品申込書」およびパンフレット等

#### (5) 提案書への記載内容

① プラン名称	コンセプトを踏まえた旅行商品、および、クーポン券の名称
② 概要	a) 松山の魅力を様々な観点から満喫していただける旅行プランという観点を踏まえた本旅行の概要を記載する。 b) 宿泊クーポン券の概要を記載する。 c) 体験サービスクーポン券の概要を記載する。
③ 経費	具体的なプラン内容・それに係る経費を記載する。（事務に係る経費も含む）
④ 協力体制	プランの実施にあたって、交通機関、宿泊施設や観光施設との協力体制などについて記載する。
⑤ 会社概要	会社概要を記載する。※別添パンフレット等可
⑥ 業務実績	業務実績

#### 7. 協力企業の決定方法等

- ・提案内容を確認し、不備等がなければ決定通知書を申込者に送付します。
- ・特別な事由がある場合は、松山市は協力企業の決定を取消しできるものとします。
- ・決定通知後、委託業者と電子契約を結んでいただきます。

#### 8. その他留意事項

- ・協力企業は、あらかじめ申込をした提案の内容を変更・辞退する場合は、速やかに市へ報告するものとします。
- ・協力企業は、ふるさと産品に関して寄附者等から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市に報告するものとします。
- ・市は申込内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす行為があった場合には協力企業の登録を中止します。
- ・採用した提案は、提案者と協議の上、内容を変更・修正する場合があります。
- ・パンフレットの作成及びホームページ掲載に当たり、写真データの提供や記事等の作成について協力していただきます。

#### 9. 問い合わせ先

〒790-8571 松山市二番町四丁目 7-2

松山市 理財部納税課 電話番号：089-948-6265 F A X：089-934-1802

電子メール：[nouzei@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:nouzei@city.matsuyama.ehime.jp)

ホームページ「ふるさと松山応援ページ」<http://www.furusato-matsuyama.jp/>